



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月25日金曜日 第1958号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... 470

### 告 示

愛媛県県税紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 471  
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 471  
 保安林の指定施業要件の変更..... 472  
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 473  
 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧..... 473  
 過疎地域自立促進特別措置法による工事の実施..... 473  
 土地改良区役員の就退任の届出（5件）..... 473  
 土地改良区定款の変更認可..... 474  
 市営土地改良事業の計画の変更等の同意（2件）..... 474  
 土地改良区役員の就退任の届出（5件）..... 475  
 道路の区域変更（県道森松重信線）..... 477

道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）..... 477  
 道路の区域変更（県道三坂松山線）..... 477  
 道路の供用開始（県道宇和島城辺線）..... 477

### 公 告

土地の売払い..... 478  
 土地（建付地）の売払い（2件）..... 479

### 選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出..... 482

### 公営企業告示

落札者等の告示..... 498

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象者）</p> <p><b>第3条</b> 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イに該当する者</p>	<p>（支給対象者）</p> <p><b>第3条</b> 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>小</u>学校及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号イ<u>に</u>該当する者</p>

(7)～(9) 省略

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

(11)～(15) 省略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであつて、公共職業能力開発施設が職業の転換を必要とする求職者に対して行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。）を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

3 省略

（技能習得訓練）

第5条 省略

2・3 省略

4 通所手当の月額額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円（前条第2項の規定により定められた基本手当の日額の基礎となる地域が同項第3号に掲げる地域に該当する者であつて

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、

自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあつては、8,010円）

(3)～(5) 省略

5～7 省略

(7)～(9) 省略

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの

(11)～(15) 省略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであつて、公共職業能力開発施設が職業の転換を必要とする求職者に対して行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。）を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

3 省略

（技能習得訓練）

第5条 省略

2・3 省略

4 通所手当の月額額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円（前条第2項の規定により定められた基本手当の日額の基礎となる地域が同項第3号に掲げる地域に該当する者であつて、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等

を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもののうち、

自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 省略

5～7 省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県訓練手当支給規則第3条第1項第10号及び第5条第4項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第643号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成20年3月28日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
27	愛媛県猟友会 八幡浜支部 菊 池 生 一	1 代表者氏名 菊 池 生 一	1 代表者氏名 宇都宮 信 孝

○愛媛県告示第644号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定に

基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス篠場町店  
新居浜市篠場町488番2 外一筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイワロイヤル株式会社  
東京都台東区上野七丁目14番4号  
代表取締役社長 越智 壯
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年12月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,181平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
46台  
イ 駐輪場の収容台数  
36台  
ウ 荷さばき施設の面積  
50平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
11.38立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

### 2 届出年月日

平成20年3月31日

### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から

1週間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町山財1720、1722から1724まで、1727、1728、1754、1759から1761まで、1763、1992から2003まで、2005、2007、2009、2011から2015まで、2019から2021まで、2023、2037から2039まで、2042、2045から2057まで、2059から2063まで、2065から2075まで、2078から2080まで、2091、2093、2097、2098、2101、2111、2115、2116、2125、2126、2128から2131まで、2133、2135、2136、2139から2141まで、2144から2148まで、2170、2177、2178、2182から2186まで、2188、2189、2193から2196まで、2201、2202、2205、2207、2209、2210、2212、2213、2215から2218まで、2220、2221、2232、2233、2235、2236、2238から2241まで、2245、2246、2248、2249、2286から2289まで、2292から2294まで、2296、2298、2306、2310から2312まで、2314から2323まで、2676、2680から2682まで、2685、2686、2690、2693から2706まで、2718から2726まで、2745、2746、2748、2751、2753、2754、2756、2757の1、2757の2、2758から2760まで、2763から2767まで、2769から2771まで、2774、2841から2845まで、2847から2849まで、2853から2859まで、2861から2863まで、2864の1、2864の2、2865、2867、2869、2871から2875まで、2881、2886、2887、2889、2955、2974から2978まで、2980から2989まで、2991、3023、3025、3027、3029、3030、3072、3074から3077まで、3109から3117まで、3119から3124まで、3131、3132、3134から3145まで、3157、3159から3161まで、3169、3227、3231、3232、3248、3436の1、3436の2、3486、3912から3927まで、3929、3941、3942、3947から3954まで、3956から3963まで、3965、3967から3969まで、3971から3974まで、3982、3984、3986から3995まで、3998、4000から4010まで、4082、4100から4102まで、4228から4232まで、4234、4235、4237から4240まで、4243、4257、津島町御内1724、津島町増穂丁777の1、丁777の8、丁777の10、丁777の16、丁777の22、丁777の46、丁777の50から丁777の52まで、丁777の61、丁777の64、丁777の128、丁777の129、丁777の137、丁777の138、丁777の140、丁777の143から丁777の152まで、丁777の155、丁777の160、丁777の181、丁777の182、丁777の192、丁777の199から丁777の201まで、丁777の211、丁777の218、丁777の221、丁777の234、丁777の239、丁777の259、丁777の262、丁777の266、丁777の274、丁809の2から丁809の4まで、丁878の59、丁878の66、丁878の67、丁902
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 646 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基

づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 4月25日から 5月 9日まで

○愛媛県告示第 647 号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に基づき、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 648 号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
大 洲 市	市 道	河辺御祓線	大洲市河辺町山鳥坂732番1地先から同町山鳥坂744番2まで	改 築	平成19年 9月27日

○愛媛県告示第 649 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 純 司	新居浜市新田町一丁目14番4号

○愛媛県告示第 651 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地
"	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
"	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
"	丹 彦佐衛門	西条市水見甲150番地
"	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
"	黒 河 稔 夫	西条市北条1332番地 1
"	河 内 萬 次	西条市大新田213番地
"	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1
"	桐 野 章	西条市丹原町長野1092番地第 2
"	佐 伯 正 昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
"	工 藤 純	西条市坂元甲409番地

○愛媛県告示第 650 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 番46号

"	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	日和佐 直	西条市大野266番地 1
"	横 保	西条市河原津甲360番地 1
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地 4
監 事	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
"	近 藤 勉	西条市丹原町高知636番地
"	渡 部 衛 治	西条市広岡351番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地
"	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
"	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
"	高 橋 貞 雄	西条市氷見乙1480番地
"	今 井 毅	西条市玉之江329番地
"	越 智 保 身	西条市吉田623番地
"	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
"	黒 河 稔 夫	西条市北条1332番地 1
"	秋 川 好 弘	西条市喜多台100番地
"	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1
"	桐 野 章	西条市丹原町長野1092番地第 2
"	永 井 富 夫	西条市丹原町長野1664番地
"	工 藤 純	西条市坂元甲409番地
"	相 原 勉	西条市旦之上甲212番地 2
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地 4
"	青 野 勝	西条市楠甲453番地 9
"	塩 出 皓 治	西条市小松町新屋敷甲2205番地
"	渡 部 高 尚	西条市丹原町徳能甲600番地 2
監 事	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
"	廣 田 延 男	西条市石田879番地 1
"	近 藤 勉	西条市丹原町高知636番地

○愛媛県告示第 652 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	片 山 虎 市	四国中央市妻鳥町2974 - 2
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	高 橋 一 夫	四国中央市上分町1239
"	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532
"	篠 永 薫	四国中央市上分町13
"	石 村 光 也	四国中央市上分町342 - 6
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5

"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
監 事	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1
"	長 野 幹 男	四国中央市上分町98 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	片 山 虎 市	四国中央市妻鳥町2974 - 2
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 庄三郎	四国中央市上分町1298
"	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532
"	篠 永 薫	四国中央市上分町13
"	石 村 光 也	四国中央市上分町342 - 6
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
監 事	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1
"	鈴 木 直 行	四国中央市上分町122 - 2

○愛媛県告示第 653 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 一二三	新居浜市大生院1210

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 口 貞 夫	新居浜市大生院1205 - 1

○愛媛県告示第 654 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 655 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・小松地区）の計画の変更に平成20年 4月16日同意した。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 656 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・小松地区）の計画の変更に平成20年 4月16日同意した。

平成20年 4月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 657 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9 号
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橋 寿 幸	松山市井門町117番地
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	伊賀上 寅 男	松山市井門町864番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9 号
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	阿 部 長 男	松山市井門町22番地 3 号
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	伊賀上 寅 男	松山市井門町864番地

○愛媛県告示第 658 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地

"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2 号
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3 号
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1 号
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2 号
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	安 藤 孝 則	松山市志津川町82番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1 号
"	安 藤 信 一 郎	松山市志津川町77番地
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351番地
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地 2 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2 号
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3 号
"	青 木 良 成	松山市志津川町18番地
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2 号
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	二 宮 正 昌	松山市志津川町311番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1 号
"	安 藤 信 一 郎	松山市志津川町77番地
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351番地
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地 2 号

○愛媛県告示第 659 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596番地
"	佐 野 建 一	松山市安城寺町1107番地
"	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
"	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
"	渡 部 潤 一 郎	松山市安城寺町1229番地
"	州之内 長	松山市安城寺町1206番地
"	松 本 重 喜	松山市安城寺町768番地
"	渡 部 昌 俊	松山市安城寺町1231番地
"	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161番地 3 号
"	重 松 和 彦	松山市安城寺町1221番地
"	矢 野 芳 徳	松山市安城寺町1607番地
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048番地 8 号
"	芳之内 有 平	松山市安城寺町1286番地
"	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
"	乘 松 直 英	松山市安城寺町989番地
"	松 本 博 明	松山市安城寺町1636番地 1 号
"	光 宗 政 治	松山市安城寺町1217番地

監 事	瀧 本 朝 久	松山市安城寺町1282番地
"	光 宗 等	松山市安城寺町633番地
"	有 田 慰 憲	松山市安城寺町1244番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 眞 夫	松山市安城寺町1054番地 1号
"	佐 野 建 一	松山市安城寺町1107番地
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218番地
"	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
"	渡 部 潤一郎	松山市安城寺町1229番地
"	本 田 和 美	松山市安城寺町1645番地
"	松 本 重 喜	松山市安城寺町768番地
"	渡 部 昌 俊	松山市安城寺町1231番地
"	氏 川 柄 三	松山市安城寺町161番地 3号
"	木 村 昇	松山市安城寺町698番地
"	矢 野 芳 徳	松山市安城寺町1607番地
"	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596番地
"	遠 藤 豊 才	松山市安城寺町1083番地
"	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345番地 2号
"	乗 松 直 英	松山市安城寺町989番地
"	重 松 正	松山市安城寺町1209番地
"	光 宗 政 治	松山市安城寺町1217番地
監 事	瀧 本 朝 久	松山市安城寺町1282番地
"	宮 本 丈 志	松山市安城寺町1094番地
"	有 田 慰 憲	松山市安城寺町1244番地

○愛媛県告示第 660 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2号
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2号
"	天 野 恵	松山市南高井町1586番地 2号
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1号
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2号
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2号
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地

"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2号
"	天 野 恵	松山市南高井町1586番地 2号
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1号
監 事	川 本 祥	松山市南高井町838番地
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

○愛媛県告示第 661 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月25日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 神 政 志	松山市吉藤五丁目11番地 1号
"	白 石 正 彦	松山市吉藤四丁目 5番地59号
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3番地17号
"	森 和 範	松山市吉藤五丁目18番地21号
"	田 房 昭 男	松山市吉藤五丁目 1番地12号
"	白 石 信 昭	松山市吉藤五丁目1233番地
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番地10号
"	白 石 良 男	松山市吉藤五丁目15番地40号
"	白 石 忠 雄	松山市吉藤五丁目1234番地
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2号
"	石 橋 秀 通	松山市吉藤五丁目1088番地
"	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目 9番地 2号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目 4番地 6号
"	門 屋 克 典	松山市吉藤二丁目18番地17号
"	野 本 文 雄	松山市吉藤五丁目22番地 4号
"	野 本 和 男	松山市吉藤一丁目 4番地21号
"	藤 村 英 勝	松山市吉藤二丁目13番地11号
"	森 禎 郎	松山市吉藤五丁目10番地26号
"	野 本 敏 武	松山市吉藤五丁目1563番地
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番地46号
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤五丁目 9番地35号
"	藤 原 克 行	松山市吉藤五丁目18番地24号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	能 田 雅 雄	松山市吉藤五丁目1124番地 2号
"	白 石 文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3番地17号
"	野 本 貢	松山市吉藤五丁目22番地 6号
"	田 房 昭 男	松山市吉藤五丁目 1番地12号
"	能 田 和 男	松山市吉藤五丁目1129番地
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番地10号
"	光 峰 英 臣	松山市吉藤一丁目35番地
"	白 石 繁 一	松山市吉藤五丁目1125番地 1号
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2号
"	石 橋 秀 通	松山市吉藤五丁目1088番地

"	玉井 玄典	松山市吉藤五丁目12番地6号	"	垣添 彰	松山市吉藤五丁目10番地29号
"	藤原 竹雄	松山市吉藤五丁目10番地48号	"	野本 浅一	松山市吉藤五丁目18番地28号
"	野本 政志	松山市吉藤五丁目7番地30号	"	野本 恭志	松山市吉藤五丁目20番地46号
"	野本 幸忠	松山市吉藤五丁目1564番地	監事	藤原 英助	松山市吉藤五丁目9番地35号
"	野本 和男	松山市吉藤一丁目4番地21号	"	藤原 克行	松山市吉藤五丁目18番地24号
"	藤村 純徳	松山市吉藤二丁目6番地33号			

○愛媛県告示第 662 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	森松重信線	松山市森松町167番 1 から 同市南高井町1801番 3 まで	旧	メートル 7.0 ~ 13.0	キロメートル 0.880	
			新	12.0 ~ 32.0	0.880	

○愛媛県告示第 663 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲888番 3 から 同市恵原町甲 1 番 5 まで	旧	メートル 7.2 ~ 21.5	キロメートル 0.075	
			新	12.0 ~ 23.4	0.075	

○愛媛県告示第 664 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲346番 2 地先から 同町甲371番 2 まで	旧	メートル 3.6 ~ 5.5	キロメートル 0.147	
			新	6.8 ~ 9.8	0.147	

○愛媛県告示第 665 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1208番 6 から 同町緑甲1139番 2 まで	平成20年 4月25日



## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
西予市野村町野村12号399番	宅 地	108.06㎡

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成20年4月25日（金）から5月23日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2558

## ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年5月23日（金）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

- (3) 契約条項を示す場所等

- ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先  
(2)イに掲げる場所
- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法  
(2)イに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所

## (ア) 日時

平成20年5月8日（木）午後1時

## (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時  
平成20年6月9日（月）午前11時
- (2) 入札及び開札の場所  
愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445番地  
愛媛県西予土木事務所2階会議室
- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限  
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。  
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物		
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積
松山市宮西一丁目68番1	宅 地	2,840.70㎡	事 務 所 外	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建外	2,327.27㎡

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

- ア 提出期間

平成20年4月25日（金）から5月30日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

- イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2558

- ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

- エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年5月30日（金）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

- (3) 契約条項を示す場所等

- ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

- ウ 現地説明の日時及び場所

- (ア) 日時

平成20年5月14日（水）午前10時

- (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時

平成20年6月16日（月）午前10時

- (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2  
愛媛県庁第一別館11階会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名

土地（建付地）の売払い

- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物		
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積
松山市道後北代1266番 1	宅 地	2,294.12㎡	校 舎 外	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建外	1,636.92㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 4月25日（金）から 7月 4日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

#### ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

#### エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年7月4日(金)午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

#### (3) 契約条項を示す場所等

##### ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

##### イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

#### ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年6月4日(水)午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

#### 3 入札及び開札

##### (1) 入札及び開札の日時

平成20年7月22日(火)午前10時

##### (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

#### 4 その他

##### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

##### (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要

##### (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

##### (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成20年4月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

## 政治団体の収支報告書の要旨

## 第12条関係

平成11年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H12.3.29

1 収入総額	42,140,868 円
前年繰越額	535,219 円
本年收入額	41,605,649 円
2 支出総額	36,036,700 円
3 翌年繰越額	6,104,168 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（8,948人）	8,523,822 円
寄附	25,080,566 円
個人分	25,080,566 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,101,261 円
日本共産党愛媛県委員会	3,101,261 円
借入金	4,900,000 円
中塚道昭	4,900,000 円

## 5 寄附の内訳

（寄附者）

（金額）（住所・所在地）

（個人分）

佐々木 泉	850,000 円	松山市
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
浜田 卯三郎	500,000 円	温泉郡重信町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
森 真一	450,000 円	温泉郡川内町
森井 俊弘	400,000 円	上浮穴郡小田町
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
山本 久夫	100,000 円	松山市
大西 信吾	100,000 円	伊予郡松前町
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
前川 真輝	500,000 円	伊予市
河野 文朗	500,000 円	松山市
大石 孝雄	500,000 円	北条市
木本 浩二	300,000 円	北条市

年間5万円以下のもの 11,380,566 円

## 6 支出の内訳

経常経費	18,190,998 円
人件費	15,717,239 円

光熱水費	258,932 円
備品・消耗品費	568,275 円
事務所費	1,646,552 円
政治活動費	17,845,702 円
組織活動費	705,290 円
選挙関係費	500,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	8,383,419 円
宣伝事業費	8,383,419 円
調査研究費	61,200 円
寄附・交付金	8,195,793 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	8,195,793 円

## 7 資産等の内訳

## 借入金

(借入先)	(借入残高)
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H12.3.29

1 収入総額	37,240,868 円
前年繰越額	535,219 円
本年收入額	36,705,649 円
2 支出総額	36,036,700 円
3 翌年繰越額	1,204,168 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(8,948人)	8,523,822 円
寄附	25,080,566 円
個人分	25,080,566 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,101,261 円
日本共産党愛媛県委員会	3,101,261 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

佐々木 泉	850,000 円	松山市
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
浜田 卯三郎	500,000 円	温泉郡重信町
玉井 啓輔	500,000 円	伊予郡砥部町
森 真一	450,000 円	温泉郡川内町
森井 俊弘	400,000 円	上浮穴郡小田町
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
山本 久夫	100,000 円	松山市
大西 信吾	100,000 円	伊予郡松前町
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
前川 真輝	500,000 円	伊予市
河野 文朗	500,000 円	松山市
大石 孝雄	500,000 円	北条市
木本 浩二	300,000 円	北条市

年間5万円以下のもの 11,380,566 円

## 6 支出の内訳

経常経費	18,190,998 円
人件費	15,717,239 円

光熱水費	258,932 円
備品・消耗品費	568,275 円
事務所費	1,646,552 円
政治活動費	17,845,702 円
組織活動費	705,290 円
選挙関係費	500,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	8,383,419 円
宣伝事業費	8,383,419 円
調査研究費	61,200 円
寄附・交付金	8,195,793 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	8,195,793 円

## 第12条関係

平成12年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H13.3.19

1 収入総額	52,838,241 円
前年繰越額	6,104,168 円
本年收入額	46,734,073 円
2 支出総額	46,276,750 円
3 翌年繰越額	6,561,491 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(8,856人)	8,037,900 円
寄附	20,170,308 円
個人分	20,170,308 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	18,525,865 円
日本共産党愛媛県委員会	18,525,865 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

佐々木 泉	1,580,000 円	松山市
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
木本 浩二	400,000 円	北条市
浜田 卯三郎	500,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
森 真一	500,000 円	温泉郡川内町
佐藤 寿兼	400,000 円	温泉郡重信町
前川 真輝	300,000 円	伊予市
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市
河野 文朗	500,000 円	松山市
山本 久夫	100,000 円	松山市
大西 信吾	100,000 円	伊予郡松前町

年間5万円以下のもの 5,290,308 円

## 6 支出の内訳

経常経費 27,881,001 円

人件費	24,585,322 円
光熱水費	265,719 円
備品・消耗品費	678,157 円
事務所費	2,351,803 円
政治活動費	18,395,749 円
組織活動費	2,978,324 円
選挙関係費	500,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	9,635,470 円
宣伝事業費	9,635,470 円
調査研究費	179,110 円
寄附・交付金	5,102,845 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	5,102,845 円

## 7 資産等の内訳

## 借入金

(借入先)	(借入残高)
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H13.3.19

1 収入総額	47,938,241 円
前年繰越額	1,204,168 円
本年收入額	46,734,073 円
2 支出総額	46,276,750 円
3 翌年繰越額	1,661,491 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(8,856人)	8,037,900 円
寄附	20,170,308 円
個人分	20,170,308 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	18,525,865 円
日本共産党愛媛県委員会	18,525,865 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

佐々木 泉	1,580,000 円	松山市
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
大本 浩二	400,000 円	北条市
浜田 卯三郎	500,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
森 真一	500,000 円	温泉郡川内町
佐藤 寿兼	400,000 円	温泉郡重信町
前川 真輝	300,000 円	伊予市
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市
河野 文朗	500,000 円	松山市
山本 久夫	100,000 円	松山市
大西 信吾	100,000 円	伊予郡松前町
年間5万円以下のもの	5,290,308 円	

## 6 支出の内訳



経常経費	27,881,001 円
人件費	24,585,322 円
光熱水費	265,719 円
備品・消耗品費	678,157 円
事務所費	2,351,803 円
政治活動費	18,395,749 円
組織活動費	2,978,324 円
選挙関係費	500,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	9,635,470 円
宣伝事業費	9,635,470 円
調査研究費	179,110 円
寄附・交付金	5,102,845 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	5,102,845 円

## 第12条関係

平成13年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H14. 3. 29

1 収入総額	59,327,526 円
前年繰越額	6,561,491 円
本年收入額	52,766,035 円
2 支出総額	53,180,885 円
3 翌年繰越額	6,146,641 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(741人)	8,028,152 円
寄附	18,908,422 円
個人分	18,908,422 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,298,013 円
日本共産党愛媛県委員会	25,298,013 円
その他の収入	531,448 円
1件10万円未満のもの	531,448 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

佐々木 泉	440,000 円	松山市
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
木本 浩二	700,000 円	北条市
浜田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐藤 寿兼	800,000 円	温泉郡重信町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
森 真一	700,000 円	温泉郡川内町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市
年間5万円以下のもの	5,068,422 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	22,233,056 円
------	--------------

人件費	20,085,502 円
光熱水費	477,549 円
備品・消耗品費	460,853 円
事務所費	1,209,152 円
政治活動費	30,947,829 円
組織活動費	2,886,545 円
機関紙誌の発行その他の事業費	18,453,594 円
機関紙誌の発行事業費	11,572,652 円
宣伝事業費	6,880,942 円
調査研究費	201,760 円
寄附・交付金	9,405,930 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	9,405,930 円

## 7 資産等の内訳

## 借入金

(借入先)	(借入残高)
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H14. 3. 29

1 収入総額	54,427,526 円
前年繰越額	1,661,491 円
本年收入額	52,766,035 円
2 支出総額	53,180,885 円
3 翌年繰越額	1,246,641 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(741人)	8,028,152 円
寄附	18,908,422 円
個人分	18,908,422 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,298,013 円
日本共産党愛媛県委員会	25,298,013 円
その他の収入	531,448 円
1件10万円未満のもの	531,448 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

佐々木 泉	440,000 円	松山市
門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
木本 浩二	700,000 円	北条市
浜田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐藤 寿兼	800,000 円	温泉郡重信町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
森 真一	700,000 円	温泉郡川内町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市
年間5万円以下のもの	5,068,422 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	22,233,056 円
人件費	20,085,502 円

光熱水費	477,549 円
備品・消耗品費	460,853 円
事務所費	1,209,152 円
政治活動費	30,947,829 円
組織活動費	2,886,545 円
機関紙誌の発行その他の事業費	18,453,594 円
機関紙誌の発行事業費	11,572,652 円
宣伝事業費	6,880,942 円
調査研究費	201,760 円
寄附・交付金	9,405,930 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	9,405,930 円

## 第12条関係

平成14年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H15.3.31

1 収入総額	71,244,596 円
前年繰越額	6,146,641 円
本年收入額	65,097,955 円
2 支出総額	64,215,527 円
3 翌年繰越額	7,029,069 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(720人)	7,483,747 円
寄附	23,945,637 円
個人分	23,945,637 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,855,733 円
機関紙配達集金活動	1,855,733 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,285,304 円
日本共産党愛媛県委員会	25,285,304 円
その他の収入	6,527,534 円
1件10万円未満のもの	6,527,534 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
浜田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐藤 寿兼	700,000 円	温泉郡重信町
森 真一	700,000 円	温泉郡川内町
木本 浩二	700,000 円	北条市
植田 喜晴	500,000 円	伊予郡松前町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市

年間5万円以下のもの 10,645,637 円

## 6 支出の内訳

経常経費	24,285,606 円
人件費	21,786,857 円

光熱水費	543,787 円
備品・消耗品費	409,438 円
事務所費	1,545,524 円
政治活動費	39,929,921 円
組織活動費	6,140,974 円
機関紙誌その他の事業費	25,712,230 円
機関紙誌の発行事業費	14,683,322 円
宣伝事業費	11,028,908 円
調査研究費	441,523 円
寄附・交付金	7,541,795 円
その他の経費	93,399 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,541,795 円

## 7 資産等の内訳

## 借入金

(借入先)	(借入残高)
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H15.3.31

1 収入総額	66,344,596 円
前年繰越額	1,246,641 円
本年收入額	65,097,955 円
2 支出総額	64,215,527 円
3 翌年繰越額	2,129,069 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(720人)	7,483,747 円
寄附	23,945,637 円
個人分	23,945,637 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,855,733 円
機関紙配達集金活動	1,855,733 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,285,304 円
日本共産党愛媛県委員会	25,285,304 円
その他の収入	6,527,534 円
1件10万円未満のもの	6,527,534 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

門 田 禎 子	2,000,000 円	松 山 市
井 原 美智子	2,000,000 円	松 山 市
小 路 貴 之	2,000,000 円	松 山 市
西 本 敏	2,000,000 円	松 山 市
浜 田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐 伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐 藤 寿 兼	700,000 円	温泉郡重信町
森 真 一	700,000 円	温泉郡川内町
木 本 浩 二	700,000 円	北 条 市
植 田 喜 晴	500,000 円	伊予郡松前町
玉 井 啓 補	500,000 円	伊予郡砥部町
森 井 俊 弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大 石 孝 雄	500,000 円	北 条 市
年間5万円以下のもの	10,645,637 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	24,285,606 円
------	--------------

人件費	21,786,857 円
光熱水費	543,787 円
備品・消耗品費	409,438 円
事務所費	1,545,524 円
政治活動費	39,929,921 円
組織活動費	6,140,974 円
機関紙誌その他の事業費	25,712,230 円
機関紙誌の発行事業費	14,683,322 円
宣伝事業費	11,028,908 円
調査研究費	441,523 円
寄附・交付金	7,541,795 円
その他の経費	93,399 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,541,795 円

## 第12条関係

平成15年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H16. 3. 31

1 収入総額	72,490,508 円
前年繰越額	7,029,069 円
本年收入額	65,461,439 円
2 支出総額	66,391,540 円
3 翌年繰越額	6,098,968 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(738人)	6,656,036 円
寄附	28,584,629 円
個人分	28,584,629 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,111,171 円
機関紙配達集金活動	1,111,171 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,607,182 円
日本共産党愛媛県委員会	25,607,182 円
その他の収入	3,502,421 円
1件10万円未満のもの	3,502,421 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

門田 禎子	2,000,000 円	松山市
井原 美智子	2,000,000 円	松山市
小路 貴之	2,000,000 円	松山市
西本 敏	2,000,000 円	松山市
浜田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐藤 寿兼	500,000 円	温泉郡重信町
木本 浩二	300,000 円	北条市
森 真一	100,000 円	温泉郡川内町
植田 喜晴	300,000 円	伊予郡松前町
玉井 啓補	500,000 円	伊予郡砥部町
森井 俊弘	500,000 円	上浮穴郡小田町
大石 孝雄	500,000 円	北条市
森 安子	500,000 円	温泉郡川内町
年間5万円以下のもの	16,184,629 円	

6 支出の内訳	
経常経費	22,163,128 円
人件費	21,232,986 円
光熱水費	329,282 円
備品・消耗品費	552,247 円
事務所費	48,613 円
政治活動費	44,228,412 円
組織活動費	3,923,761 円
選挙関係費	3,487,213 円
機関紙誌その他の事業費	26,886,558 円
機関紙誌の発行事業費	14,383,782 円
宣伝事業費	12,502,776 円
調査研究費	167,100 円
寄附・交付金	7,642,775 円
その他の経費	2,121,005 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,642,775 円

7 資産等の内訳	
借入金	
(借入先)	(借入残高)
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H16.3.31

1 収入総額	67,590,508 円
前年繰越額	2,129,069 円
本年收入額	65,461,439 円
2 支出総額	66,391,540 円
3 翌年繰越額	1,198,968 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(738人)	6,656,036 円
寄附	28,584,629 円
個人分	28,584,629 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,111,171 円
機関紙配達集金活動	1,111,171 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	25,607,182 円
日本共産党愛媛県委員会	25,607,182 円
その他の収入	3,502,421 円
1件10万円未満のもの	3,502,421 円

5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
門 田 禎 子	2,000,000 円	松 山 市
井 原 美智子	2,000,000 円	松 山 市
小 路 貴 之	2,000,000 円	松 山 市
西 本 敏	2,000,000 円	松 山 市
浜 田 卯三郎	700,000 円	温泉郡重信町
佐 伯 強	500,000 円	温泉郡重信町
佐 藤 寿 兼	500,000 円	温泉郡重信町
木 本 浩 二	300,000 円	北 条 市
森 真 一	100,000 円	温泉郡川内町
植 田 喜 晴	300,000 円	伊予郡松前町
玉 井 啓 補	500,000 円	伊予郡砥部町
森 井 俊 弘	500,000 円	上浮穴郡小田町

大石 孝雄	500,000 円	北条市
森 安子	500,000 円	温泉郡川内町
年間5万円以下のもの	16,184,629 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	22,163,128 円
人件費	21,232,986 円
光熱水費	329,282 円
備品・消耗品費	552,247 円
事務所費	48,613 円
政治活動費	44,228,412 円
組織活動費	3,923,761 円
選挙関係費	3,487,213 円
機関紙誌その他の事業費	26,886,558 円
機関紙誌の発行事業費	14,383,782 円
宣伝事業費	12,502,776 円
調査研究費	167,100 円
寄附・交付金	7,642,775 円
その他の経費	2,121,005 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,642,775 円

## 第12条関係

平成16年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H17.3.30

1 収入総額	63,665,044 円
前年繰越額	6,098,968 円
本年收入額	57,566,076 円
2 支出総額	57,751,576 円
3 翌年繰越額	5,913,468 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(7,130人)	6,727,472 円
寄附	20,327,645 円
個人分	20,327,645 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,868,581 円
機関紙配達集金活動	1,301,645 円
印刷代等	566,936 円
借入金	1,500,000 円
大石 孝雄	1,500,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,985,840 円
日本共産党愛媛県委員会	21,985,840 円
その他の収入	5,156,538 円
1件10万円未満のもの	5,156,538 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

門田 禎子	1,827,400 円	松山市
井原 美智子	1,719,400 円	松山市
小路 貴之	1,711,400 円	松山市
西本 敏	1,711,400 円	松山市
浜田 卯三郎	300,000 円	東温市
佐伯 強	300,000 円	東温市

森 安子	200,000 円	東 温 市
森 真一	150,000 円	東 温 市
植 田 喜 晴	90,000 円	伊予郡松前町
玉 井 啓 補	220,000 円	伊予郡砥部町
大 石 孝 雄	500,000 円	松 山 市
鴻 海 茂 寛	100,000 円	松 山 市
年間5万円以下のもの	11,498,045 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	21,047,609 円
人件費	20,153,117 円
光熱水費	317,242 円
備品・消耗品費	552,893 円
事務所費	24,357 円
政治活動費	36,703,967 円
組織活動費	4,200,906 円
選挙関係費	3,504,718 円
機関紙誌の発行その他の事業費	17,907,390 円
機関紙誌の発行事業費	14,006,070 円
宣伝事業費	3,901,320 円
調査研究費	122,450 円
寄附・交付金	7,546,973 円
その他の経費	3,421,530 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,546,973 円

## 7 資産等の内訳

借入金	
(借入先)	(借入残高)
大 石 孝 雄	1,500,000 円
中 塚 道 昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H17.3.30

1 収入総額	58,765,044 円
前年繰越額	1,198,968 円
本年収入額	57,566,076 円
2 支出総額	57,751,576 円
3 翌年繰越額	1,013,468 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(7,130人)	6,727,472 円
寄附	20,327,645 円
個人分	20,327,645 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,868,581 円
機関紙配達集金活動	1,301,645 円
印刷代等	566,936 円
借入金	1,500,000 円
大石 孝雄	1,500,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,985,840 円
日本共産党愛媛県委員会	21,985,840 円
その他の収入	5,156,538 円
1件10万円未満のもの	5,156,538 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
門 田 禎 子	1,827,400 円	松 山 市



井原 美智子	1,719,400 円	松山市
小路 貴之	1,711,400 円	松山市
西本 敏	1,711,400 円	松山市
浜田 卯三郎	300,000 円	東温市
佐伯 強	300,000 円	東温市
森 安子	200,000 円	東温市
森 真一	150,000 円	東温市
植田 喜晴	90,000 円	伊予郡松前町
玉井 啓補	220,000 円	伊予郡砥部町
大石 孝雄	500,000 円	松山市
鴻海 茂寛	100,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	11,498,045 円	

## 6 支出の内訳

経常経費	21,047,609 円
人件費	20,153,117 円
光熱水費	317,242 円
備品・消耗品費	552,893 円
事務所費	24,357 円
政治活動費	36,703,967 円
組織活動費	4,200,906 円
選挙関係費	3,504,718 円
機関紙誌の発行その他の事業費	17,907,390 円
機関紙誌の発行事業費	14,006,070 円
宣伝事業費	3,901,320 円
調査研究費	122,450 円
寄附・交付金	7,546,973 円
その他の経費	3,421,530 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	7,546,973 円

## 7 資産等の内訳

借入金	
(借入先)	(借入残高)
大石 孝雄	1,500,000 円

## 第12条関係

平成17年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H18.3.28

1 収入総額	56,964,941 円
前年繰越額	5,913,468 円
本年収入額	51,051,473 円
2 支出総額	50,032,943 円
3 翌年繰越額	6,931,998 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(7,268人)	12,086,665 円
寄附	10,312,319 円
個人分	10,312,319 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,766,157 円
機関紙配達集金活動	1,018,982 円
印刷代等	747,175 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,285,784 円
日本共産党愛媛県委員会	22,285,784 円

その他の収入 4,600,548 円  
 1件10万円未満のもの 4,600,548 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

門田禎子 897,400 円 松山市  
 小路貴之 842,400 円 松山市  
 西本敏 777,400 円 松山市  
 井原美智子 375,000 円 松山市  
 白石康子 110,000 円 松山市  
 大石孝雄 150,000 円 松山市  
 佐伯強 63,000 円 東温市  
 植田喜晴 131,600 円 伊予郡松前町  
 浜田卯三郎 105,000 円 東温市  
 森真一 500,000 円 東温市  
 玉井啓補 216,000 円 伊予郡砥部町  
 佐々木美保 180,000 円 松山市

年間5万円以下のもの 5,964,519 円

## 6 支出の内訳

経常経費 21,477,182 円  
 人件費 20,379,300 円  
 光熱水費 353,195 円  
 備品・消耗品費 679,589 円  
 事務所費 65,098 円  
 政治活動費 28,555,761 円  
 組織活動費 3,805,689 円  
 選挙関係費 1,792,623 円  
 機関紙誌の発行その他の事業費 16,003,824 円  
 機関紙誌の発行事業費 13,244,005 円  
 宣伝事業費 2,759,819 円  
 調査研究費 135,810 円  
 寄附・交付金 4,364,974 円  
 その他の経費 2,452,841 円  
 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 4,364,974 円

## 7 資産等の内訳

借入金

(借入先) (借入残高)  
 大石孝雄 1,500,000 円  
 中塚道昭 4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H18.3.28

1 収入総額 52,064,941 円  
 前年繰越額 1,013,468 円  
 本年収入額 51,051,473 円  
 2 支出総額 50,032,943 円  
 3 翌年繰越額 2,031,998 円  
 4 本年収入の内訳  
 個人の党費・会費(7,268人) 12,086,665 円  
 寄附 10,312,319 円  
 個人分 10,312,319 円  
 機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,766,157 円  
 機関紙配達集金活動 1,018,982 円

印刷代等	747,175 円	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,285,784 円	
日本共産党愛媛県委員会	22,285,784 円	
その他の収入	4,600,548 円	
1件10万円未満のもの	4,600,548 円	
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
門田 禎子	897,400 円	松山市
小路 貴之	842,400 円	松山市
西本 敏	777,400 円	松山市
井原 美智子	375,000 円	松山市
白石 康子	110,000 円	松山市
大石 孝雄	150,000 円	松山市
佐伯 強	63,000 円	東温市
植田 喜晴	131,600 円	伊予郡松前町
浜田 卯三郎	105,000 円	東温市
森 真一	500,000 円	東温市
玉井 啓補	216,000 円	伊予郡砥部町
佐々木 美保	180,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	5,964,519 円	
6 支出の内訳		
経常経費	21,477,182 円	
人件費	20,379,300 円	
光熱水費	353,195 円	
備品・消耗品費	679,589 円	
事務所費	65,098 円	
政治活動費	28,555,761 円	
組織活動費	3,805,689 円	
選挙関係費	1,792,623 円	
機関紙誌の発行その他の事業費	16,003,824 円	
機関紙誌の発行事業費	13,244,005 円	
宣伝事業費	2,759,819 円	
調査研究費	135,810 円	
寄附・交付金	4,364,974 円	
その他の経費	2,452,841 円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	4,364,974 円	

## 第12条関係

平成18年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H19.2.28

1 収入総額	68,760,704 円
前年繰越額	6,931,998 円
本年收入額	61,828,706 円
2 支出総額	51,033,257 円
3 翌年繰越額	17,727,447 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(8,238人)	10,563,153 円
寄附	28,384,739 円
個人分	28,384,739 円

機関紙誌の発行その他の事業による収入	436,968 円
書籍普及	20,000 円
印刷代等	416,968 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,443,846 円
日本共産党愛媛県委員会	22,443,846 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

井原 美智子	1,125,000 円	松山市
植田 喜晴	60,000 円	伊予郡松前町
門田 禎子	1,955,000 円	松山市
鴻海 茂寛	400,000 円	松山市
小路 貴之	1,635,000 円	松山市
西井 直人	300,000 円	松山市
西井 るみ子	100,000 円	松山市
玉井 啓補	200,000 円	伊予郡砥部町
梶原 健市	213,000 円	松山市
西本 敏	1,885,000 円	松山市
佐々木 美保	60,000 円	松山市
柳沼 穰治	250,000 円	松山市
佐伯 強	60,000 円	東温市
森 真一	60,000 円	東温市
深津 光子	76,000 円	東温市

年間5万円以下のもの 20,005,739 円

## 6 支出の内訳

経常経費	24,620,105 円
人件費	19,643,661 円
光熱水費	414,937 円
備品・消耗品費	1,407,351 円
事務所費	3,154,156 円
政治活動費	26,413,152 円
組織活動費	14,407,347 円
選挙関係費	2,005,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,354,960 円
宣伝事業費	4,354,960 円
調査研究費	146,655 円
寄附・交付金	4,583,728 円
その他の経費	915,462 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	4,583,728 円

## 7 資産等の内訳

借入金	
(借入先)	(借入残高)
大石 孝雄	1,500,000 円
中塚 道昭	4,900,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 日本共産党中予地区委員会

報告年月日 H19.2.28

1 収入総額	63,860,704 円
前年繰越額	2,031,998 円
本年收入額	61,828,706 円
2 支出総額	51,033,257 円
3 翌年繰越額	12,827,447 円
4 本年收入の内訳	

個人の党費・会費（8,238人）	10,563,153 円
寄附	28,384,739 円
個人分	28,384,739 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	436,968 円
書籍普及	20,000 円
印刷代等	416,968 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,443,846 円
日本共産党愛媛県委員会	22,443,846 円

5 寄附の内訳

（寄附者） （金額） （住所・所在地）

（個人分）

井原 美智子	1,125,000 円	松山市
植田 喜晴	60,000 円	伊予郡松前町
門田 禎子	1,955,000 円	松山市
鴻海 茂寛	400,000 円	松山市
小路 貴之	1,635,000 円	松山市
西井 直人	300,000 円	松山市
西井 るみ子	100,000 円	松山市
玉井 啓補	200,000 円	伊予郡砥部町
梶原 健市	213,000 円	松山市
西本 敏	1,885,000 円	松山市
佐々木 美保	60,000 円	松山市
柳沼 穰治	250,000 円	松山市
佐伯 強	60,000 円	東温市
森 真一	60,000 円	東温市
深津 光子	76,000 円	東温市
年間5万円以下のもの	20,005,739 円	

6 支出の内訳

経常経費	24,620,105 円
人件費	19,643,661 円
光熱水費	414,937 円
備品・消耗品費	1,407,351 円
事務所費	3,154,156 円
政治活動費	26,413,152 円
組織活動費	14,407,347 円
選挙関係費	2,005,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,354,960 円
宣伝事業費	4,354,960 円
調査研究費	146,655 円
寄附・交付金	4,583,728 円
その他の経費	915,462 円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	4,583,728 円

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年 4月25日

愛媛県立中央病院長 梶原 眞人

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
感染性廃棄物処分業務 約4,300,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成20年 3月17日	松山容器株式会社 愛媛県松山市南吉田町2145番地1	8,4315円	一般競争入札	平成20年 2月 1日

重油（JIS K2205 1種2号） 約654,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成20年 3月28日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二 丁目9番12号	85,26円	一般競争入札	平成20年 2月 1日
愛媛県立中央病院清掃業務 一式	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成20年 3月28日	株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町一 丁目11番地3	91,980,000円	一般競争入札	平成20年 2月 1日